

## Global IT Camp in Oxford 申込約款

本申込約款は、当社が運営するキャンプの利用についての諸条件を定めるものです。なお、本申込約款は当社ホームページまたはその他の媒体(本キャンプに関する説明資料、チラシ・パンフレットまたはメール等を含みます。)において公表する本キャンプの運営要綱の諸規程と共に重疊的に適用され、当該運営要綱等の諸規程は、本申込約款の一部を構成します。参加希望者は、本キャンプへのお申込みにより、本申込約款につき理解した上で同意したものとみなされます。

---

### 第1条(定義)

- 1.「当社」---ライフイズテック株式会社
- 2.「本キャンプ」---当社が企画・運営するGlobal IT Camp in Oxford
- 3.「参加希望者」---本キャンプの受講を希望する者およびその保護者(法定代理権を有する者をいいます。以下同じ。)
- 4.「参加者」---第3条第3項に定める、申込み手続きを完了し、当社が本キャンプへの参加申込みを承認した者(ただし、本申込約款に基づき参加停止処分等を受けた者を除きます。)およびその保護者
- 5.「登録情報」---当社のサービスの提供を受ける目的で、参加希望者または参加者が当社に提供する一切の情報
- 6.「個人情報」---登録情報のうち、特定の個人を識別できる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。)

### 第2条(本キャンプの概要)

- 1.本キャンプは、短期集中でプログラミング・クリエイティブを学習するプログラムです。対象学齢は原則として中学校1年生から高校3年生までとし、対象年齢は12歳の4月から18歳の3月までとします。ただし、当社の裁量により、対象年齢外の参加を認めることがあります。
- 2.本キャンプの具体的な内容については、当社ホームページまたはその他の媒体(本キャンプに関する説明資料、チラシ・パンフレットまたはメール等を含みます。)において公表する本キャンプに関する運営要綱(以下「本キャンプ要綱」といいます。)に別途定めるものとします。

### 第3条(本キャンプの利用条件・申込み手続き)

- 1.参加希望者は、本申込約款に同意の上、本キャンプの申込み手続きを行うものとします。参加希望者が未成年の場合であっても、当該未成年者はかならず本申込約款および本キャンプの内容について保護者の承諾を得た上で、手続きを行うものとします。
- 2.参加希望者が当社のホームページ上の本キャンプの申込み画面において、申込み内容、個人情報、アンケート情報その他の情報を入力し、申込み手続きを完了した時点で、当社は参加希望者が本申込約款の内容に同意したものとみなし、参加希望者もこれに対して異議を述べないものとします。また、参加希望者は虚偽の情報を入力してはならないものとします。
- 3.参加希望者が前項に定める申込み手続きを完了し、当社が本キャンプへの参加を承認した時点で、参加者として当社に登録されます。
- 4.参加希望者が第2項に定める申込み手続きを完了した後、当社がこれを受理した旨の通知を発した時(当社が電子受理通知を発する場合は通知が参加希望者に到着した時)に、当社は前項の承認をしたものとします。ただし、当社は、次の場合には、参加を承認した後に、その承認を取消することがあります。
  - (1)参加希望者が当社の定める対象者に該当しない場合
  - (2)参加希望者の入力情報に虚偽、過誤または不正確な記載があった場合
  - (3)当社が参加者として不適切と判断した場合
  - (4)本キャンプの定員に達した場合
  - (5)本キャンプ要綱に定める参加費用が期日までに支払われない場合
  - (6)本キャンプの参加者数が一定の人数に満たない、または満たないおそれがある場合で、当社がキャンプの開催が困難と判断した場合
- 5.当社は、参加者が以下のいずれかの事由に該当する場合、またはそのおそれがあると当社が

判断した場合、参加者へ事前に通告・催告することなく、かつ参加者の承諾を得ずに、当社の裁量により直ちに、当該参加者に対して、本キャンプの参加停止、その他当社が適切と判断する措置をとることができるものとします。

- (1)本申込約款に違反した場合
- (2)参加者の登録情報に虚偽、過誤または不正確な記載がある場合
- (3)第三者になりすまして参加していた場合
- (4)競合他社のための情報収集を目的として参加していた場合

#### 第4条(キャンプ開催の最少催行人数)

各日程の最少催行人数は18名となります。申込者が18名に満たない、又は満たないおそれがあると当社が判断した場合は該当日程のキャンプ開催を中止とする可能性があります。中止となった場合、該当日程キャンプ開催日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日より前に開催を中止する旨を通知します。この場合、お預かりしている参加費用は全額返還します。ただし、申込者が18名に満たない場合でも当社の裁量により該当日程のキャンプを開催する可能性もあります。

#### 第5条(参加費用・お支払い)

- 1.本キャンプの参加費用の金額は、別途本キャンプ要綱に定めるものとします。
- 2.前項の参加費用に、本キャンプの集合場所から開催会場への交通費、または開催会場から解散場所への交通費が含まれている場合であっても、参加者の都合により、当社の手配する交通手段を利用しない場合には、これにより別途発生した交通費は参加者自身の負担となります。
- 3.参加者は、第1項の参加費用をクレジットカード決済または銀行振込によって、当社指定の期日までに支払うものとします。銀行振込によって参加費用を支払う場合は、振込手数料は参加者が負担するものとします。ただし、当社の裁量により、他の支払い方法を認めることがあります。
- 4.参加者は、日本国外から本キャンプに参加する場合においても、参加費用は日本国内における税込金額を日本円にて支払うものとし、当社は個別対応を行わないものとします。
- 5.当社は、参加者からの求めに応じ、参加費用の支払いに係る領収書を発行するものとします。ただし、参加費用の支払日から2年が経過した場合には、当該支払いに係る領収書の発行はできないものとします。

#### 第6条(キャンセル・変更)

- 1.本キャンプへの参加のキャンセルおよび申込内容等の変更については、本キャンプ要綱に定める範囲内においてのみ対応可能となります。参加者は、本キャンプへの参加をキャンセル・変更する場合には、本キャンプ要綱に定める期限までに、当社が指定する方法により手続きするものとします。
- 2.前項に定める期限を徒過した場合であっても、当社の裁量により、キャンセルおよび申込内容等の変更を認めることがあります。
- 3.当社は、参加者の要請がない場合であっても、参加者の使用するパソコンの設定・性能が不十分である場合や、Adobe Creative Cloudのライセンスが要件を満たさない等により、本キャンプの正常な受講に支障をきたす場合には、当社の裁量により、当社から参加者に対しパソコンのレンタルを行う内容に当該申込内容を変更できるものとし、参加者は当該変更により発生する追加料金を支払うものとします。この場合、一度確定した追加料金については、いかなる理由があっても減額または返金等はいたしません。
- 4.前2項に定めるキャンセルおよび変更が発生した場合、参加者は、当社の指定する期限・方法により手続きおよび追加料金の支払いを行うものとし、支払いにかかる振込手数料は参加者が負担するものとします。
- 5.第2項に定める期限後のキャンセルおよび申込内容等の変更によって当社から参加者に対し返金が発生する場合、当社は、当社の裁量により、返金方法を決定するものとし、返金にかかる振込手数料は参加者が負担するものとします。
- 6.本キャンプ要綱に定める期限を徒過した場合のキャンセルについては、キャンセル手続きを行なった時期に応じて、いかなる理由があっても下記キャンセル料を徴収するものとし、参加者は何

らの異議を述べないものとします。

- ・キャンプ開催日の61日前まで: キャンセル料は徴収いたしません。
- ・キャンプ開催日の60日前～ 30日前まで: 請求額(税込)の70%
- ・キャンプ開催日の30日前～ 7日まで: 請求額(税込)の80%
- ・キャンプ開催日の6日前～ 前日まで: 請求額(税込)の90%
- ・キャンプ開催日の当日または無断キャンセルの場合: 請求額(税込)の100%

7.参加者が本キャンプ開始後に日程の一部または全部に参加しなかった場合であっても、参加日数等に応じた参加費用の返金等はいたしません。

8.本キャンプ要綱に定める期限を経過した場合の申込内容の変更のうち、以下各号の変更については、第5項に定める返金を行わないものとします。

(1)パソコンをレンタルから持込みに変更する場合(第3項によりレンタルに変更した後、参加者のパソコンが使用可能になった場合を含みます。)

(2)Adobe Creative Cloudアカウントをレンタルから持込みに変更する場合

9. 本キャンプ要綱に定める期限を経過した場合の申込内容の変更のうち、以下各号の変更については、変更前のプランと変更後のプランの基本料金(割引等を適用しない金額をいいます。以下同じ。)の差額に対し、第6項に定めるキャンセル料率を適用した金額を、各プランのキャンセル料として徴収するものとし、参加者は何らの異議を述べないものとします。

(1)宿泊プランから通いプランへの変更

(2)各地集合・解散プランから現地集合・解散プランへの変更

10. 株式会社JTBが提供する旅行サービスに係る代金のキャンセル料は、同社のホームページ(<https://www.jtb-oa-sys.com>)にてご確認ください(本キャンプ要綱に定める当社に対するキャンセル料とは別に、当社に対しキャンセル料を支払う必要がある場合がございます。)

#### 第7条(参加費用未払いへの対応)

1.当社は、参加費用の全部または一部に未払いが生じている参加者に対して、口頭、文書、電子メールその他適宜の方法により、支払いを督促および裁判その他の手続きにより支払いを請求することがあります。

2.参加費用の全部または一部に未払いが生じている参加者については、当該参加者の承諾を得ずに、当社の裁量により直ちに、次の措置をとることができるものとします。

(1)本キャンプの参加停止

(2)当該参加者に支給または貸与した教材を返還させること

(3)当該参加者が本キャンプに参加することにより付与された一切の特典等の権利を失効させること

(4)当該参加者の当社主催のキャンプ、スクールの他、当社に関連するサービスの一切への参加の拒否

(5)その他当社が適切と判断する措置

3.参加費用の全部または一部に未払いが生じている参加者は、参加費用の支払い期日の翌日以降、支払いが完了するまで年14.5%の割合による遅延損害金を支払う義務を負い、当社は自らの裁量により、その全部または一部を請求することができるものとします。

#### 第8条(連絡方法)

1.本キャンプに関する当社から参加者への通知は、電子メールの送信、当社ホームページへの掲載、指定のSNS上への投稿その他当社が適当と判断する方法により行うものとします。

2.当社が電子メールによる通知を行った場合、当該通知は、参加者が登録したメールアドレスに電子メールを送信した時点をもって、当該通知が通常到達すべきときに到達したものとみなします。

#### 第9条(注意事項)

本キャンプの開催中に参加者が開発したアプリケーション等を、参加者が準備したパソコン、スマートフォンまたはタブレット等の電子機器に実機登録が必要な場合、登録は参加者一名につき一台(一アカウント)までとさせていただきます。複数のパソコン、スマートフォンもしくはタブレットまたはアカウントを登録することはできません。

#### 第10条(知的財産権等)

- 1.本キャンプにて使用する教材に含まれる画像、文章、音声、ソフトウェア等すべての著作物(総称して以下「コンテンツ」といいます。)の著作権は、当社または当社にライセンスを付与した権利者に帰属しています。従って、本キャンプで使用する以外の目的でコンテンツを使用した場合は、当社または当該権利者の保有する著作権の侵害を構成し、著作権法に違反することになります。
- 2.本キャンプにて使用する教材によらずに参加者が自ら制作した画像、文章、音声、ソフトウェア等の著作物に係る著作権は、参加者に帰属します。ただし、本キャンプ以前から当社が保有していた権利は、従前どおり当社に帰属します。

#### 第11条(写真・動画撮影)

- 1.参加者は、本キャンプ中に当社または当社が指定した者が撮影した参加者の肖像、個人情報等のプライバシーを含む写真および動画(総称して以下「写真等」といいます。)につき、以下各号に定める利用の目的・範囲・方法にて当社が無償にて使用することを承諾するものとします。
  - (1)当社が運営・管理するホームページ、ブログ、SNS等において、当社の広報のために掲載すること
  - (2)本キャンプまたは当社の取材のために参加者に対してインタビュー等の取材を実施し、テレビ、新聞、雑誌、ラジオ、ウェブサイトその他のメディアにて公開すること。(本キャンプ前に当社に対して取材を拒否する旨を通知した参加者を除きます。)
- 2.前項に基づく写真等の掲載または放映の際に参加者の実氏名が公開される場合、当社は参加者に対して公開の承諾を確認するものとします。
- 3.当社が運営・管理するホームページ上に掲載された写真等につき、同写真等に肖像または個人情報に写った参加者から削除の要望があった場合、当社はすみやかに対応するものとします。
- 4.前各項のほか、当社による個人情報の取り扱いについては、本申込約款末尾のURLに掲載しているプライバシーポリシーに従うものとします。

#### 第12条(参加者の責任)

- 1.参加者は、自らの責任において本キャンプに参加するものとし、本キャンプにおいて行った行為およびその結果について一切の責任を負うものとします。
- 2.本キャンプに関連して参加者と第三者との間において生じた紛争等については、参加者の責任において解決するものとします。
- 3.参加希望者および参加者は、本キャンプの受講に必要な以下の各号の対応を、参加希望者および参加者の費用と責任において行うものとします。
  - (1)本キャンプに関する当社から参加者への電子メールによる通知を、当社に登録したメールアドレスにおいて受信可能とすること
  - (2)本キャンプの受講に必要な要件を満たしたパソコンその他の電子機器および通信回線その他の通信環境等(総称して以下「電子機器・通信環境等」といいます。)の準備および維持(当社が提供またはレンタルしたものを除きます。)
  - (3)本キャンプの受講に必要な電子機器・通信環境等の環境構築・設定等(当社が提供またはレンタルしたものを除きます。)
  - (4)本キャンプの受講に必要な第三者提供サービスやソフトウェア、アプリケーション等(総称して以下「第三者提供サービス等」といいます。)の利用登録およびインストールならびに設定等(当社が提供またはレンタルしたものを除きます。)
  - (5)本キャンプの受講に必要な第三者提供サービス等の、当該第三者提供サービス等の利用規約等に従った利用
  - (6)本キャンプにおいて当社からレンタルを受けたパソコン(以下「レンタルパソコン」といいます。)の、善良なる管理者としての注意義務に基づく利用、管理および維持
  - (7)当社が指定する期限、方法に従ったレンタルパソコンの返却
- 4.参加者の故意または過失によりレンタルパソコンが滅失または損傷した場合、参加者は、当該レンタルパソコンの修理費用または代替品購入費用相当額の金員を当社に対して賠償するものとします。
- 5.第3項第7号の定めを反し、レンタルパソコンの返却が期限を徒過した場合、参加者は、延滞料

として、返却期限日から実際に返却発送された日まで、1日当たり2,000円(これを上回る損害が当社に発生した場合は、その損害額。)を当社に支払うものとします。

#### 第13条(禁止事項)

1.参加者は、以下に定める禁止事項を行ってはならないものとします。

- (1)他の参加者またはメンターに対する嫌がらせ、不良行為、その他本キャンプの進行を妨げる等のハラスメント行為
- (2)当社の運営を妨害する行為(有害なコンピュータプログラム、スパム行為、情報の改ざん、ウィルス等の入力・送信等)
- (3)公序良俗に反しまたは善良な風俗を害する行為
- (4)当社関係者(当社が雇用するメンター講師等)個人への接触行為
- (5)参加者として登録されていない第三者に本キャンプを利用させる行為
- (6)本キャンプに関連する機器、ウェブサイト等へのアクセス情報を第三者に譲渡、貸与または第三者に使用させる行為
- (7)コンテンツを、本キャンプが予定している利用形態を超えて利用(複製、公衆送信、転載、改変などの行為を含みます。)する行為
- (8)他の参加者および当社の商標権等の知的財産を侵害する行為
- (9)その他、当社が不適切と判断する行為

2.参加者が前項の禁止事項に違反したと当社が判断した場合には、当該参加者に対し、本キャンプへの参加の中止を含む当社が適切と判断する措置をとることができるものとします。

#### 第14条(本キャンプの運営)

1.当社は、自己の裁量により、参加者に事前の通知をすることなく、本キャンプの内容の全部または一部を変更することができるものとします。

2.当社は、以下各号の事由に該当する場合、本キャンプの全部もしくは一部を一時停止もしくは中止、または時間、日程、開催場所もしくは開催形式の変更(日程・コースの統廃合を含みます。)等の措置をとることができるものとし、当該一時停止、中止または変更について当社は責任を負わないものとします。なお、これらの場合であっても、振替または参加料金の返金はいたしません。

- (1)地震、洪水、火災、嵐、台風、暴風雨その他の天災
- (2)戦争、侵略、封鎖、テロ、その他第三者による武力行為
- (3)革命、反乱、騒乱
- (4)ストライキ
- (5)感染症・伝染病
- (6)本キャンプに使用する会場や機器等のメンテナンスまたは修理を定期的または緊急に行う場合
- (7)アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
- (8)参加者の安全やセキュリティを確保する必要が生じた場合
- (9)第三者提供サービス等の全部または一部の提供が一時的に停止または中断された場合
- (10)電気通信事業者の役務が提供されない場合
- (11)法令等またはこれらに基づく措置により本キャンプの運営が不能となった場合
- (12)その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合

3.当社は、前項により本キャンプの全部もしくは一部を一時停止もしくは中止、または変更する場合、合理的な範囲で、事前に電子メールその他の手段により、参加者に対し、その旨を通知するものとします。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

#### 第15条(免責)

1.以下の事由により参加者が損害を受けた場合は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償の責任を負いません。

- (1)前条に基づく本キャンプの変更、中止および中断
- (2)運送・宿泊機関または会場の事由のために生ずる本キャンプの変更、中止および中断
- (3)運送機関の遅延、不通またはこれらによって生ずる本キャンプの変更、中止および中断もしくは

は目的地・滞在時間の短縮・延長

- (4)官公庁の命令
  - (5)当社の過失によらない本キャンプ中の事故
  - (6)本キャンプ中の食中毒
  - (7)体調不良や疾病
  - (8)第三者の指示に基づく医療処置(服薬を含む)
  - (9)盗難、忘れ物
  - (10)第3条第4項第6号に定める、参加者数が一定数に満たない、または満たないおそれがある場合の、本キャンプへの参加の承認の取消し
  - (11)参加者による集合場所、出発場所またはオンライン形式における本キャンプ開催会場への遅延による本キャンプの不参加
  - (12)参加者が準備した電子機器・通信環境等の故障
  - (13)参加者が準備した電子機器・通信環境等による本キャンプの一部または全部の正常な受講の制限
  - (14)本キャンプの受講に必要な第三者提供サービス等の利用による損害
  - (15)第三者提供サービス等のメンテナンス、バージョンアップ、仕様の変更、利用規約の変更およびサービス提供の終了等による本キャンプの一部または全部の正常な受講の制限
  - (16)参加者が登録したメールアドレスの不備、当社に通知されなかった変更または受信設定等の不備等に起因する、当社が行った電子メールによる通知の到達遅延または未到達
  - (17)本キャンプにおける、参加者との相互の間、および参加者と第三者との間で生じた一切のトラブル(違法または公序良俗に反する行為の提案、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、脅迫、誹謗中傷、いやがらせ等)
  - (18)その他、当社の帰責事由なき、参加者または第三者の故意または過失に基づく損害
- 2.当社は、本キャンプがすべての電子機器・通信環境等に対応していることを保証するものではなく、また、仮に本キャンプの利用開始時に対応していた場合でも、本キャンプの内容の変更、または第三者により、参加者の準備した電子機器・通信環境等が対応外となり、本キャンプの受講に不具合が生じる可能性があることにつき、参加希望者および参加者はあらかじめ了承するものとします。
- 3.当社は、本キャンプの受講に必要な第三者提供サービス等が完全性、正確性、最新性、安全性を有することについて、何ら保証するものではありません。
- 4.本条その他の本申込約款の規定にかかわらず、当社が参加者に対し何らかの損害賠償義務(債務不履行等の請求原因の名目を問いません。)を負う場合であっても、当社が賠償する金額は、当該参加者から受領済みの本キャンプに係る参加費用を上限とします。ただし、当社の故意または重過失によって発生した損害については、この限りではありません。
- 5.当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、参加者と株式会社JTBとの間で発生したトラブル・紛争について一切の責任を負いません。

#### 第16条(機密保持義務)

- 1.参加者は、本キャンプにて知り得た以下各号に例示する当社の業務上、技術上または営業上の秘密情報について、当社の書面による事前の承諾なくして第三者に開示または漏洩しないものとします。
- (1)教育プログラムに関する情報(教科書・サンプルコードなど)
  - (2)顧客(参加者、学校関係者、スポンサーなど当社との関係者)に関する情報
  - (3)事業運営上の仕組み(ITシステム、運営オペレーション、顧客管理など)に関する情報
  - (4)財務、人事等に関する情報
  - (5)他社との業務提携に関する情報
  - (6)営業秘密等、管理責任者により秘密情報として指定された情報
  - (7)以上の他、当社により特に秘密情報として指定された情報
- 2.次の各号に該当する情報については、秘密情報から除くものとします。
- (1)開示の時点ですでに公知のもの、または開示後に参加者の責によらずして公知となったもの
  - (2)参加者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - (3)開示の時点で参加者がすでに保有しているもの

(4)開示された秘密情報によらずして、独自に参加者が開発したもの

#### 第17条(保険・緊急時の対応)

- 1.本キャンプ(オンラインキャンプを除きます。)の参加者は、万が一に備え、当社の指定する傷害保険に加入させていただきます。
- 2.参加者は、参加者に傷病が発生し、緊急の治療が必要と医師が判断し、かつ緊急連絡先と連絡が取れない場合に、当社が依頼した医師の判断により、入院、注射、麻酔手術を含む参加者の生命維持に必要な医療措置を実施する必要があることをあらかじめ承諾するものとします。また、係る医療措置に健康保険の適用があるか否かにかかわらず、その費用の全額を参加者が負担することに同意するものとします。

#### 第18条(反社会勢力の排除)

- 1.参加者および当社は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1)反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、反社会的勢力共生者、またはその他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。)であること。
  - (2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの協力・関与をしていること。
  - (3)反社会的勢力を利用していること。
  - (4)役員または実質的に経営に関与する者が、反社会的勢力であること、または反社会的勢力と交際していること。
  - (5)親会社、子会社、または本キャンプの運営に係る下請もしくは再委託先(下請または再委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含む。)が、前各号の一に該当すること。
- 2.参加者および当社は、相手方が前項に違反したとき、または違反していたことが判明したときは、何らの催告を要せず、ただちに本キャンプの参加に関する一切の契約または申込みを解除・撤回することができます。なお、本項により本キャンプの参加に関する一切の契約または申込みを解除・撤回した当事者は、解除により相手方に生じた損害を賠償する義務を負いません。

#### 第19条(準拠法)

- 1.本申込約款は、日本法に基づき解釈されます。消費者保護に係る法令その他により本申込約款の一部の条項が効力を有しないと判断される場合も、その他の部分については有効に存続するものとし、かかる場合には、当該条項は、有効、適法かつ強制執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。
- 2.本申込約款および本キャンプに関連して当社と参加希望者または参加者の間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

---

#### プライバシーポリシー

---

ライフイズテックのプライバシーポリシーは下記Webページをご確認ください。

##### ■個人情報保護方針

<https://life-is-tech.com/privacy-policy/>

##### ■個人情報の取扱いについて

<https://life-is-tech.com/privacy-handling/>

令和6年8月13日制定